

姫 監 公 表 第 1 4 号  
平 成 2 0 年 1 2 月 1 6 日

姫路市監査委員	岡 本 喜 雅
同	福 本 正 明
同	久 保 井 義 孝
同	爲 則 政 好

住民監査請求（旧家島町の土地売買契約書の不履行）  
に係る監査の結果に基づく勧告について

平成20年10月23日に提出された地方自治法第242条第1項の規定に基づく住民監査請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定に基づき、次のとおり公表します。

## 第1 監査の請求

### 1 請求人

廣野武男

### 2 請求年月日

姫路市職員措置請求（住民監査請求「旧家島町の土地売買契約書の契約不履行について」。以下「請求書」という。）の提出は、平成20年10月23日である。

### 3 請求人の主張

請求書に記載された請求の要旨は、次のとおりである。

平成14年3月29日に家島町（現姫路市）と家島町宮字折戸1410番34の土地売買契約の相手方（以下「契約者」という。）との間で締結した土地売買契約書（以下「土地売買契約書」という。）について、契約者には契約不履行による未納分6,100,000円があるにも関わらず、家島町長は、囑託申請により契約者に所有権移転登記を行っている。

姫路市長は、契約者に対して土地売買契約書に基づき契約を解除し、損害賠償金を請求するか、または当該契約書の売買代金11,788,690円のうち、未納分6,100,000円及び当該契約書に基づく違約金2,357,738円の計8,457,738円について、契約者に返還させることを請求する。

### 4 事実を証する書面

- (1) 土地売買契約書（平成14年3月29日付）
- (2) 収納済通知書（平成14年5月15日付；5,688,690円）
- (3) 平成13年度翌5月分歳入予算簿（平成15年1月20日付）
- (4) 覚書（平成7年12月28日付）
- (5) 物件移転補償契約書（平成9年7月1日付）
- (6) 平成13年第5回家島町議会（定例会）会議録
- (7) 平成15年第3回家島町議会（定例会）会議録
- (8) 不動産（建物）登記簿（平成14年12月16日付；兵庫県飾磨郡家島町宮1410番3-1の家屋）
- (9) 不動産（土地）登記簿（平成15年1月8日付；兵庫県飾磨郡家島町宮字折戸1410番34）他

## 5 請求の要件審査及び受理

本件請求は、旧家島町と契約者が平成14年3月29日付けで土地売買契約書を締結し、契約者には土地売買代金の未納が6,100,000円あるにも関わらず、同年5月20日付で旧家島町は契約者名義に所有権移転登記を完了している。旧家島町は、未納分の債権を回収する義務があるにもかかわらずこれを怠っている。この「怠る事実」については、監査請求期間の制限がないのが原則であり、地方自治法（以下「自治法」という。）第242条第2項の規定（1年の請求期間の制限）は適用されないとされている。

従って、姫路市長は、契約者に対して土地売買契約書に基づき契約を解除し、損害賠償金を請求するか、または当該契約書の売買代金11,788,690円のうち、未納分6,100,000円及び当該契約書に基づく違約金2,357,738円の計8,457,738円について、姫路市長に措置を求める請求であると解した。

以上のことから、本件請求について、自治法第242条第1項に規定する要件を具備しているものと認め、平成20年11月5日にこれを受理した。

## 第2 監査の実施

### 1 監査の対象

旧家島町と契約者が平成14年3月29日付で締結した土地売買契約書について、契約不履行による6,100,000円の土地売買代金未納があり、債権の回収を怠る事実があったかどうかを監査の対象とした。

なお、上記監査の過程で、次の事項についても監査の対象とした。

- (1) 旧家島町が負担した倉庫撤去に係る費用。
- (2) 契約者の母が旧家島町に寄附した倉庫で、平成8年11月12日から平成9年7月2日に撤去するまでの間の固定資産税の賦課。

### 2 監査対象部局

市長公室に対し、自治法第199条第8項の規定に基づき、関係帳簿、書類、その他の記録の提出を求め、次の関係職員から事情を聴取した。

市長公室 地域調整室 家島事務所

### 3 請求人の証拠の提出及び陳述

自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して平成20年11月12日に陳述の機会を与えた。

- (1) 請求人からは、新たに次の資料の提出があった。

公有水面の埋立ての適正化についての通達（昭和 40 年 9 月 1 日）他

(2) 請求人からの監査対象の請求の要旨を補足する陳述の要旨は、次のとおりである。

ア 土地売買契約書について

(ア) 当該契約書第 2 条第 2 項に、「前項による売買代金を旧家島町の発行する納入通知書により一括して指定期日までに家島町指定金融機関等に納入するものとする。」とあるが、納入通知により 5,688,690 円の納入は確認出来るが、残債の 6,100,000 円が未納のままである。

(イ) 当該契約書第 3 条で、売買代金が完納した時に移転登記をすると書かれているが、完納なくして所有権移転がなされている。

(ウ) 当該契約書第 8 条で「この契約に違反した場合には違約金として売買代金の 2 割を限度とし、旧家島町の定める額を支払わなければならない。」とあり、完納していないので第 8 条は適用されるべきである。

(エ) 当該契約書第 9 条の「契約に定める義務を履行しないときは、何らの催告を要せずこの契約を解除することができるものとする。」とあり、現実に 6,100,000 円が未納となっているため、第 8 条あるいは第 9 条の手続きを取ってしかるべきである。

イ 覚書について

(ア) 覚書では、契約者の母が所有していた飾磨郡家島町宮 1 4 1 0 番 3 地先の倉庫（以下「倉庫」という。）を無償で寄附したことについて「一区画を有償にて優先的に分譲するものとする。」とあり、条件付の寄附である。当事者でない者に優先分譲する理由があるのか、当局に説明を求めても返事がない。

(イ) 移転費用と損害賠償で、6,100,000 円を県から家島町が補償金として頂いている。これは、残債の 6,100,000 円と相殺したのではないかと思うが、当局は相殺とは言わず、これについての説明がない。

ウ 旧家島町議会定例会の答弁について

(ア) 平成 13 年定例会

事前に町の方に収入があり 6,100,000 円を相殺したと思われるが、これについては、適正な会計処理として歳出で明確に根拠を示したうえで契約者に支払い、その後、土地代金として納入させるべきである。

(イ) 平成 15 年定例会

a 町長は「協力をしたから優先分譲した。」と言っているが、契約者が旧家島町に対して何の協力したのか当局に何回聞いても返事がない。

- b 6,100,000 円は、県から家島町へ頂いたものであり、そのお金を何に使おうが町の勝手だというような発言を町長がしているが、移転費用がいくらで、どうなったのかという問題が生じる。

#### 4 監査対象部局の陳述

平成20年11月13日に、関係職員の陳述の聴取を行った。

本件請求に対する陳述の要旨は、次のとおりである。

- (1) 平成7年に契約者、契約者の母、兵庫県及び家島町の4者で倉庫移転についての協議を行い、同年12月に倉庫の家島町への無償寄附と旧家島町が埋立地を分譲する際に優先分譲する覚書が締結された。
- (2) 平成13年第5回家島町議会において、本件分譲については、事前に町に収入があるので、それを差し引いた額を納付してもらう旨の答弁があった。
- (3) 土地売買契約金額の支払いについては、平成13年第5回家島町議会答弁に沿って処理されたもので、旧家島町独自の行政裁量により行われたものである。
- (4) 土地売買契約書に表示された内容と実際の金銭の流れが相違しており、手続的にも理解し難い点がある。
- (5) 平成18年3月27日に本市が旧家島町を合併した時点では、本件土地売買契約に係る未収債権は引き継いでおらず、未収債権についての認識もなかった。

#### 5 関係職員の事情聴取

自治法第199条第8項の規定に基づき、関係職員から行った事情聴取の要旨は次のとおりである。

なお、事情聴取において、平成9年6月11日付で町長決裁を受けて作成された本件土地売買に係る交渉経過や契約者との合意事項等を記載した協議書が提出された。これにより、当協議書と旧町関係職員から聞き取った内容は一致しており、実際に交渉、協議及びその実現のための事務処理に至るまでを担当した当時の旧町関係職員が、この件に関する一連の対応や取りまとめ等全体の仕組みを企画し、契約者と事実上の合意を得たことが明らかとなった。

- (1) 契約者には、土地売買代金6,100,000円の未収は存在しない。
- (2) 契約者の母が寄附した倉庫に係る寄附行為については、旧家島町との通謀虚偽表示(民法94条)にあたり無効である。
- (3) 旧家島町に対して兵庫県姫路港管理事務所から支払われた倉庫物件移転補償金

6,100,000円は、契約者との土地売買契約が成立するまで、旧家島町が預かり留保していたものである。

- (4) 倉庫物件移転補償金6,100,000円の収入は、平成9年度決算書における「歳入科目、第15款（諸収入）第4項（雑入）第1目（雑入）第4節（雑入）の公衆電話手数料他10,205,190円」に含まれている。
- (5) 旧家島町は、寄附された倉庫を水防倉庫として使用していなかった。
- (6) 契約者が旧家島町から購入した優先分譲土地の登録に係る経費は、家島町が負担した事実はない。
- (7) 旧家島町は寄附された倉庫をふたば商事㈱に委託して撤去したが、費用は不明である。

## 6 関係人の事情聴取

自治法第199条第8項の規定に基づき、平成20年11月25日に契約者に対して事情聴取を行った。

- (1) 家島漁港の再開発事業及び県道拡幅事業に関連して、契約者の母所有の倉庫の移転に関して、旧家島町から次の提案があった。
  - ・上記再開発事業による造成土地を優先的に分譲すること。
  - ・倉庫の移転補償金を出すこと。
- (2) 契約者は、旧家島町の要請に応じて当該公共事業に協力したものであり、事務手続きは旧家島町を信用、信頼して全て任せていた。
- (3) 倉庫の無償寄附は、不審に思う点はあったが、事務処理上必要なものだと思い協力した。
- (4) 土地売買代金の残金6,100,000円は、移転補償金が充当されたものと認識している。

## 第3 監査の結果

### 1 事実関係の確認

請求人及び監査対象部局から提出された関係書類及び関係職員等からの事情聴取等の結果に基づき、次のとおり事実関係の確認をした。

- (1) 平成9年6月11日付の協議書について  
町長決裁のうえ、協議書を作成している。  
なお、主な内容は次のとおりである。

- ア 造成中の住宅用地の内、1区画(約100㎡)を有償にて優先分譲すること。
- イ 県道拡幅工事に伴う物件撤去に対し、県から支払われる補償金を町有地の分譲価格に充当すること。

## (2) 倉庫について

- ア 平成7年12月28日に水防倉庫として使用することを目的として、無償にて寄附する覚書を締結した。
- イ 平成8年11月12日に倉庫の寄附申請書が提出され、同月15日に旧家島町は倉庫に対する寄附採納を通知した。
- ウ 平成8年11月19日付で旧家島町への所有権移転登記が完了した。
- エ 倉庫が撤去される平成9年7月まで契約者が営業用倉庫として使用していた。
- オ 旧家島町は、寄附された倉庫を水防倉庫として使用していなかった。
- カ 倉庫の寄附から撤去までの固定資産税は、登記名義人が旧家島町であるため、非課税となっている。
- キ 平成9年7月に旧家島町がふたば商事(株)に委託して撤去した。

## (3) 優先分譲土地について

平成7年12月28日に旧家島町が家島漁港再開発整備事業の埋立区域内の土地分譲において、一区画を有償にて優先分譲する覚書を締結している。

## (4) 物件移転補償金について

- ア 兵庫県姫路港管理事務所は、平成9年7月1日付で兵庫県施行の宮真浦線道路改良事業工事のため、旧家島町と物件移転補償契約書を締結した。
- イ アの契約に基づき、水防倉庫及び動産移転料として物件移転補償金6,100,000円が兵庫県から旧家島町に支払われた。

## (5) 土地売買契約書について

- ア 平成14年3月29日付けで、旧家島町は次の土地を契約者に売り渡し、契約者はこれを買受ける土地売買契約書を締結した。
  - ・所在 兵庫県飾磨郡家島町宮字折戸
  - ・地番 1410番34
  - ・地目 宅地
  - ・地積 89.99平方メートル
  - ・売買代金 11,788,690円
- イ 旧家島町は、契約者が当該代金を完納した時期に所有権移転登記を行うと規定している。

ウ 旧家島町は、平成14年3月8日付で契約者に対する売買代金5,688,690円を内訳として含む分譲地売買代金全額を一括調定し、契約者に対し同額の納入通知をした。

エ 契約者は、平成14年5月15日に土地売買代金として5,688,690円を旧家島町へ支払い、旧家島町は平成14年5月20日に契約者に所有権移転登記を行った。

(6) 提出された関係書類によると、本件に係る事実の経緯は次のとおりである。

年 月 日	事 実 内 容
平成7年12月28日	旧家島町と契約者の母及び契約者との間での倉庫寄附に関する覚書の締結 (1) 倉庫を水防倉庫として使用することを目的とする旧家島町への無償寄附（寄附者：契約者の母） (2) 旧家島町による造成地1区画の有償での優先分譲
平成8年11月12日	旧家島町へ倉庫の寄附申請
平成8年11月15日	倉庫寄附採納の通知
平成8年11月19日	旧家島町への倉庫所有権移転登記
平成9年6月11日	町長決裁のうえ、協議書を作成 (1) 造成中の住宅用地の内、1区画(約100㎡)を有償にて優先分譲 (2) 倉庫の物件移転補償金を分譲地代金に充当他
平成9年7月1日	姫路港管理事務所と旧家島町による水防倉庫の物件移転補償契約締結
平成9年7月2日	旧家島町による水防倉庫の解体撤去
平成13年12月26日	平成13年第5回旧家島町議会（定例会）における大野議員の質問に対する総務課長の答弁「優先分譲地の売買価格は11,788,690円で、事前に一部町に収入が入っている。その差引き分を今後協議して売買価格として町へ納付していただく。」
平成14年3月29日	旧家島町と契約者との間での土地売買契約の締結
平成14年5月15日	土地売買代金5,688,690円の収入
平成14年5月20日	契約者への優先分譲土地の所有権移転登記完了
	平成15年第3回旧家島町議会（定例会）における廣野



平成 15 年 6 月 26 日	議員の質問に対する芝原町長の答弁「6,100,000 円は、県から町に入ったお金で町から個人に渡っていない。その時の行政判断に基づいて町の判断で使えばよい。」
平成 15 年 7 月 18 日	旧町による倉庫の滅失登記（平成 9 年 7 月 2 日付）

## 2 判 断

旧家島町と契約者が、平成 14 年 3 月 29 日に締結した土地売買契約書の履行状況、及び平成 7 年 12 月 28 日の覚書に従い、平成 8 年 1 月 12 日に契約者の母が所有する倉庫を旧家島町に寄附したことについては、旧家島町と契約者の母及び契約者との「事実上の合意」に基づいた、一連する契約事項であると判断した。

上記判断を踏まえ、請求人が主張する契約者の土地売買代金の未納分 6,100,000 円等について、以下に述べる。

### (1) 土地売買契約書の未納分 6,100,000 円に係る判断

#### ア 旧家島町と契約者の母及び契約者との協議について

旧家島町と契約者の母及び契約者の間で協議された事項については、双方が互いに意思を確認しあった「事実上の合意」が成立したものであると判断した。

当事者双方は、事実上合意した権利の行使及び義務の履行について、民法第 1 条第 2 項の規定により、信義に従い誠実に行わなければならない義務を負うものであり、合意事項について、お互いに履行義務を行使したものと理解する。

#### イ 「事実上の合意」の主な内容について

旧家島町と契約者の母及び契約者の間で、協議された主な「事実上の合意」は、次のとおりであると判断した。

- (ア) 旧家島町は、契約者の母から寄附された倉庫の代替地として、造成地 1 区画を契約者に有償で優先分譲する。
- (イ) 旧家島町は、兵庫県姫路港管理事務所から旧家島町に支払われる倉庫に係る物件移転補償金を、契約者に優先分譲する土地の購入代金に充当する。
- (ウ) 契約者の母は、上記 (ア)、(イ) を前提として、兵庫県姫路港管理事務所から

の移転補償金を円滑に受け入れるため、倉庫を登記簿上無償で旧家島町に寄附する。

#### ウ 契約者の母所有の倉庫を旧家島町へ寄附した行為について

平成8年11月12日に契約者の母から旧家島町に寄附された倉庫について、当該寄附行為は、双方の虚偽表示であり、民法94条の規定により無効であると判断した。

関係職員と契約者の事情聴取及び関係職員から提出された資料から、倉庫の真の所有者は契約者の母であり、寄附された後も平成9年7月2日に倉庫が撤去されるまでの間、引き続き営業用の物品管理場所として使用を継続し、所有の意思をもっていた。

また、旧家島町は、倉庫が平成8年11月12日に寄附され、同年11月19日に所有権移転登記をしていながら、当該倉庫については水防倉庫として全く使用しておらず、旧家島町は、管理及び所有の意思をもっていなかった。

#### エ 物件移転補償金 6,100,000 円を契約者が購入する優先分譲土地代金に充当することについて

兵庫県姫路港管理事務所から支払われた倉庫の物件移転補償金 6,100,000 円は、「事実上の合意」により、契約者が旧家島町から購入する優先分譲土地の購入代金として充当したもので、その充当による旧家島町の損害は、発生していないものと判断した。

当該 6,100,000 円は、兵庫県姫路港管理事務所が登記簿上の倉庫所有者である旧家島町に対して支払ったものである。

しかし、倉庫の寄附行為が双方の虚偽表示で、民法94条の規定により無効である以上、旧家島町には 6,100,000 円を受け取る権利はなく、本来の所有者である契約者の母へ返還しなければならない、不当利得債務が発生することになる。

また旧家島町が、契約者の母ではなく契約者に債務を履行した法的な位置づけとして、民法466条の規定により契約者の母が契約者に債権譲渡を行い、土地売買代金を契約者に充当したものと理解する。

## オ 旧家島町と契約者との土地売買契約について

旧家島町と契約者との間で締結された土地売買契約書については、有効に成立したものであり、また契約者には土地売買代金の未納は存在せず、双方の間において当該契約の履行が完了したものと判断した。

旧家島町と契約者は、土地売買契約書第2条の規定により土地売買代金を11,788,690円とし、土地売買契約書第3条により売買土地の所有権移転登記を行う時期は、契約者が売買代金を完納したときに行うとしている。

土地売買代金の支払方法については、すでに双方協議による「事実上の合意」において、兵庫県姫路港管理事務所から旧家島町に支払われた倉庫の物件移転補償金6,100,000円を当該土地代金の一部に充当することとしている。

従って、契約者が土地売買代金11,788,690円から6,100,000円を差し引いた、残金5,688,690円を支払った時点で、実質的に売買代金が完納されたものと認められる。

旧家島町は、契約者に対して5,688,690円の売買代金納入通知書を通知し、当該代金の納入確認により、土地売買代金11,788,690円が完納されたものとして、平成14年5月20日に所有権移転登記を行ったものであり、旧家島町と契約者の双方の間で、土地売買契約書の履行が完了したものである。

## (2) 倉庫の撤去費に係る判断

旧家島町が倉庫撤去費を支出したことは、倉庫が自らの所有物ではなく、また撤去工事に係る経費が、当該普通地方公共団体の事務でない経費であることから、公金の支出は出来ないものと判断した。

旧家島町が撤去した倉庫は、契約者の母から旧家島町に登記上寄附された後も引き続き真の所有者は契約者の母であり、旧家島町は撤去義務を負う所有者ではない。

また倉庫の撤去を必要とする県道拡幅工事は、旧家島町の公共工事ではなく、地方財政法第27条の2の規定により、旧家島町が公金を支出しなければならない義務は負っていない。

旧家島町が、公金から倉庫撤去費を支出したことは、自治法第232条第1項に規定する「当該普通地方公共団体の事務を処理するために必要な経費」に該当せず、本

来経費を支弁することができないものである。

このことは、自治法第149条第2号に規定する長の予算執行権に係る裁量の濫用であり、違法な財務会計上の支出であるといわなければならない、旧家島町長は旧家島町に損害を与えたものである。

### (3) 一連の事務処理に係る判断

「事実上の合意」を前提とした旧家島町と契約者との土地売買契約に係る一連の事務処理については、地方自治体として違法あるいは不適正な事務処理がされたものと判断した。

#### ア 契約者の母から旧家島町に倉庫が寄附された事務処理について

旧家島町が契約者の母の所有する倉庫を無償で水防倉庫として旧家島町に寄附させた事務処理は、地方自治体が虚偽の公文書を作成した、違法な事務処理であると判断した。

また、倉庫が寄附された平成8年11月12日から撤去される平成9年7月2日までの固定資産税については、登記簿上旧家島町が所有者であるため、真の所有者である契約者の母には賦課されることなく、旧家島町の歳入とはならなかった。

契約者の母に対する課税債権は、すでに5年を経過し時効消滅しているため、旧家島町長が虚偽の所有権移転登記を行った結果、旧家島町に損害を与えたものと判断した。

#### イ 倉庫の所有権移転登記手続きについて

旧家島町と契約者の母は、お互いに所有権移転の意思がないにも関わらず、倉庫の所有権移転登記手続きを行っている。

登記簿は、権利に関する公正証書であり、故意に不実の記載をする事務手続きは、不適正な事務処理であると判断した。

#### ウ 旧家島町が兵庫県姫路港管理事務所から物件移転補償金6,100,000円を受けた事務処理について

真の倉庫所有者でない旧家島町が、兵庫県姫路港管理事務所から物件移転補償金を得た事務については、県道拡幅事業を円滑に行う手段であったとしても、旧家島町には合法的な収入権利がなく、不当利得が発生する結果となり、地方公共団体として違法な事務処理であると判断した。

地方公共団体の歳入の収入事務については、必ず法令又は契約等に基づいた合法的な収入権利が必要である。

旧家島町は、兵庫県姫路港管理事務所との間に物件移転補償契約を締結していたとしても、真の倉庫所有者でない以上、合法的な収入権利があるものとする事はできない。

#### エ 旧家島町が6,100,000円を契約者の土地売買代金に充当した事務処理について

地方自治体の収入事務処理は、自治法第231条の規定により、普通地方公共団体の歳入を収入するときには、収入金額の調定を行った上、納入義務者に対して納入通知をしなければならず、直接土地売買代金として6,100,000円を充当することは、違法な事務処理であると判断した。

旧家島町は、兵庫県姫路港管理事務所から物件移転補償金を得た不当利得者として一旦、その債権者である契約者の母に6,100,000円を返還するべきであった。

その後、旧家島町は、家島町財務規則第27条の規定に基づき、契約者の土地売買代金の全額に当たる11,788,690円の調定を行い、同規則第29条の規定に基づき、契約者に対して全額の納入通知書を通知するべきである。

歳入の徴収行為は、調定行為と納入義務者に対する納入の通知の行為手続きで行うものであり、これらの行為を経ないで只金額を充当する行為は、内部的意思決定手続きを無視したものである。

#### オ 土地売買契約事務について

今回の土地売買契約が完了した事実は、土地売買契約書に明記されていない「事実上の合意」の内容について、旧家島町と契約者双方が、一連の契約事項として追認したものであると判断した。

本件土地売買契約書は、家島町財務規則第91条の規定により契約書を省略できる場合に該当せず、自治法第234条第5項の規定による記名押印された有効な契約書であり、契約者は土地売買代金の全額について、一括で納入する義務を負っている。

しかし、旧家島町と契約者は、「6,100,000円を土地売買代金に差し引き充当する」との「事実上の合意」を踏まえ、土地売買代金5,688,690円の納入確認後に所

有権移転登記手続きを行い、土地売買契約書を履行完了したものである。

地方公共団体の土地売買契約事務は、自治体財産を処分する財務会計上の行為であり、公共性、透明性、明確性の確保が重要であり、自治法第234条第5項の規定に基づいて、契約履行内容を明確に記した契約書を作成すべきである。

以上のとおり、上記アからオは違法な事務処理であると判断するが、イからオに係る事務処理については、旧家島町には損害が発生していないものと判断した。

## 第4 結 論

### 1 土地売買契約書に係る未納分 6,100,000 円

平成14年3月29日に家島町と契約者の間で締結した土地売買契約書について、契約者は契約不履行により 6,100,000 円が未納であるので、姫路市長は当該契約書に基づき契約を解除し損害賠償金を請求するか、または未納金 6,100,000 円並びに違約金 2,357,738 円の計 8,457,738 円について、契約者に返還を求めているが、旧家島町には損害は発生しておらず、請求人の主張には理由がなく、措置の必要を認めない。

### 2 倉庫に係る撤去費

旧家島町が、平成9年度に支出した倉庫撤去費については、公金を支出する理由はない。

### 3 倉庫に係る固定資産税

旧家島町は、平成8年11月12日に契約者の母から倉庫の寄附を受け、平成9年7月2日に撤去するまでの固定資産税について、旧家島町が契約者の母に賦課しない理由はない。

よって、次のとおり勧告する。

## 勸 告

監査の結果、旧家島町において、平成9年度に倉庫を撤去した費用の支出について、また平成8年11月12日から平成9年7月2日までの倉庫に係る賦課されていない固定資産税分について、措置を講じる必要があるので、自治法第242条第4項の規定に基づき、姫路市長に対し、次の措置を平成21年2月28日までに講じられるよう勧告する。

## 記

旧家島町において、平成9年度に支出した倉庫の撤去費相当額、及び平成8年11月12日から平成9年7月2日までの倉庫に賦課されるべきであった固定資産税相当額について、旧家島町長鋤方志郎氏に対して返還を求め、姫路市のこうむった損害を補てんさせること。

## 意 見

本件は、旧家島町における事務であるが、地方公共団体の基本と骨格を定めた地方自治の制度及び運営にとって根幹となる地方自治法に違背した多くの事務処理がなされており、他の法令についても、同様に違反する事務処理がある。

これらの事務処理は、地方公共団体として許しがたく、監査委員としても看過できるものではない。

よって、下記のとおり監査委員の意見を述べる。

## 記

地方公共団体の契約については、透明で明確な事務処理が求められており、契約書の記載内容以外に「事実上の合意」が隠された契約事務を行ってはならない。

今回、関係担当局が、民法94条を根拠として無償寄附が無効であると陳述したその主張は、法律上、退けられるものではない。しかしながら、いやしくも地方公共団体が行政目的を達成するに当たり、法令に違背した事務処理及び手段によることは、いかに公益の早期実現が住民から要請されたとしても、結果として、住民の信頼と信

用を失ったことになり、行政運営に多大な影響・損害を与えたことは遺憾である。

姫路市長は、今後、事務の処理に当たって、自己監督機能の充実を図るため、法令遵守は基より、事務の透明性の確保及び説明責任を十分に果たすとともに、内部統制システムを強固なものにされるよう強く希望します。